

## 民事訴訟裁判執行通知

管理コード 36771

今回、貴方は御契約会社及び債権回収業者に対するの契約不履行につき原告側が提出した起訴状を管轄裁判所が受理したことを御通知致します。後日、管轄裁判所から出送命令通知が届きますので、記載期日に出廷して頂くようお願い致します。出廷拒否されると民法86条に基づき原告側の主張が全面的に受理され「動産物、不動産物及び給料の差し押さえ」を執行官主催の下、強制執行させていただきます。また、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く様お願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので了承下さい。

尚、書面通達になりますので個人情報保護のため詳しい詳細等は当局員まで御連絡下さい。

裁判取り下げ期日平成21年2月3日

東京都中央区日本橋1-2-1

東京財務局(管理部)

03-5241-5491